

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 環境課

不利益処分の内容	特定事業の不適正な土砂の搬入及び条例違反者に対する措置	
根拠法令等及び条項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第29条、第30条	
処分基準	根拠条項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第29条、第30条
	参考事項	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (措置命令)</p> <p>第29条 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されたことを確認したときは、次に掲げる者に対して、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者（第8条第2項に規定する者を除く。）</p> <p>(2) 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者</p> <p>2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、第24条第3項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第30条 市長は、第8条第2項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときはその旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、</p>	

市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。